

令和4年1月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：令和4年1月20日（木）13:30～14:30

場 所：古賀市役所 第1庁舎4階 第一委員会室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 大賀委員 木村委員 小山委員 松下委員

欠席委員：0名

事務局：横田教育部長 桐原教育総務課長 浦邊学校教育課長兼主任指導主事 樋口生涯学習推進課長 坂井青少年育成課長 柴田文化課長 三上学校給食センター所長 井上学校教育課指導主事 教育総務課庶務係（坂井、松本）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流 なし
 - (3) 教育委員会報告

4. 議案

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第1号議案	【共同訓令】【臨時代理】古賀市ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	R4.1.20	承認
第2号議案	【臨時代理】古賀市立小中学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	R4.1.20	承認
第3号議案	古賀市立小中学校修学旅行実施要綱の一部を改正する告示の制定について	R4.1.20	原案可決

5. 協議事項

6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
- (2) その他

7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。

明けましておめでとうございます。定例の教育委員会始めたいと思います。コロナも前回のときはもう収まるかなと思っていましたが、急遽ふえ出して非常に心配しております。子どものほうに何とか広がらなければいいなと思っているところです。皆さんもぜひ、健康に注意されてやっていただきたいと思います。

2. 教育長あいさつ…

今日は二十四節気の大寒ということで、外はあられが降り、今週は非常に寒い状況が続いています。大寒から立春までは非常に寒い日が続きますので、委員の皆様におかれましても、コロナだけじゃなく、風邪などひかれなないようにひとつお願いをしたいと思っております。

3. 諸報告

(1) 教育長報告

- ・コロナの話が出ましたけども、今日の朝のニュースを見ている人たちの約76%がブロックする。ワクチンは2回打った人が約76%だということで、市のほうでも、3回目の接種に向けて周知されているというふうに思っています。今、第6波と言われてはいますが、第7波が来るのか。第6波は徐々に終息して季節性のインフルエンザのような形になるのかですね。いろんな情報を正確に収集していく必要があるかなと思っています。こういうふうな状況の中で、学校の状況とか、行事等の状況については各担当課長のほうから報告があろうかと思っています。

(2) 教育委員情報交流 なし

(3) 教育委員会報告 なし

4. 議案

米倉議長 今から審議にはいりますが、議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。

第1号議案【共同訓令】【臨時代理】古賀市ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、第2号議案【臨時代理】古賀市立小中学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読省略)

この議案の提案理由としましては、このたび人事院規則の改正を受け、国家公務員に対して、出生サポート休暇として、男女を問わず、不妊治療に係る通院等のための休暇制度が新設されております。この内容としましては、1年のうち5日、治療内容によっては最長で10日間の休暇制度が設けられておりますことに伴い、休暇の取得に際して、ハラスメントを防止するために、規則の改正を行うものでございます。

第1号議案と第2号議案順に御説明いたします。

まず初めに、第1号議案についてです。新旧対照条文にて、右側が現行の条文、左側が改正案となっております。第2条に、ハラスメントの定義を記載しております。このう

ち、改正案では、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントとして、次に掲げる事由に関し、当該職員の勤務環境を害する行為として、(ア)の4行目に、不妊治療を受けることと明記改正案のとおり、改正するものであります。6ページから10ページにかけて規程を記載しております。また、附則にてこの訓令は令和4年1月1日から施行するため、臨時代理をしております。続きまして第2号議案を説明いたします。古賀市立小中学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてです。こちらと同じく、国のほうで出生サポート休暇として、男女を問わず、不妊治療に係る通院等のために休暇制度が設けられましたことから、同じく古賀市立小中学校職員に対しても、規則のほうを設けるものでございます。15ページの新旧対照条文にて説明をいたします。こちらも第1号議案と同様に対象を古賀市立小中学校職員として、第2条にハラスメントの定義を記載しております。このうち、改正案では、妊娠出産育児または介護に関するハラスメントとして、次に掲げる事由に関し、当該職員の勤務環境を害する行為として、(ア)に不妊治療を受けることと明記し、改正案のとおりに改正するものであります。16ページから20ページにかけて規程を記載しております。また、附則にてこの訓令は、令和4年1月1日から施行するため臨時代理しております。

米倉議長 よろしいですか。それでは、第1号議案及び第2号議案を承認とします。

(第1号議案、第2号議案 承認)

米倉議長 第3号議案古賀市立小中学校修学旅行実施要綱の一部を改正する告示の制定について、お願いいたします。

教育総務課長：第3号議案、古賀市立小・中学校修学旅行実施要綱の一部を改正する告示の制定について、説明いたします。この議案は近年の経済情勢の変化によりまして、燃料費等の高騰に伴い、小学校の修学旅行の旅費に要する費用の上限を2万1000円以内から2万2000円以内とするために、旅行金額を古賀市立小・中学校修学旅行実施要綱の一部を改正するに当たり、議決を求めるものです。それでは23ページの新旧対照条文を御覧ください。こちらの第3条旅行の旅費のうち、小学校分を2万1000円以内から、改正案のとおり、2万2000円以内に改正するものです。また附則にて、この告示は、令和4年4月1日から施行することとしており、議決をいただきましたら、4月の校長会にて学校へ周知する予定としております。

小山委員 1,000円の増という形ですけど賄えるのでしょうか。予算が組めるのですかね。

教育長 これまで中学校が4万円、小学校が2万1000円以内、それぞれの家庭の経済状況も考えて、上限を決めたわけです。令和3年度、昨年10月から12月にかけて、11小中学校が全て終わっています。中学校に関しては4万円で十分やっつけられるという校長の返答でございました。小学校においても2万1000円で全ての学校が賄えたのですが、今度、今後の児童数の減少等を考えたときに、例えばバスを賜りしたときに、一気に何百円というふうになる場合が考えられると。だから、余裕を持って上げるといいという校長会からの要望でございます。私のほうからも度々こう変えるわけいかんからもう1000円ぐらい上げてもいいじゃないかと言いましたけど、いや、2万2000円で十分今後も対応出来ますという、校長会の反応でした

米倉議長 よろしいですか。それでは、第3号議案を承認とします。

(第3号議案 原案可決)

5. 協議事項

・古賀市いじめ防止基本方針について（改定案）

学校教育課長 それでは古賀市いじめ防止基本方針の改正について説明をいたします。これにつきましては今回説明をさせていただきまして次回、教育委員会におきまして、審議、決議をしていただけたらと考えております。今回説明のみ行います。改正内容につきましては新旧対照表をもとに説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

お話におきましては、平成25年に制定された国のいじめ防止対策推進法第12条に基づき、平成27年4月に、古賀市いじめ防止基本方針を制定しております。しかしその後、国の基本方針と県の基本方針が、改定されたことに伴い、古賀市の基本方針も、今回改定するものになります。

1ページをお願いいたします。まず、1の(1)基本方針の意義につきまして、根拠法、方針の改定の年月日等を書き加え、内容と、準拠して、書き加えております。また、2のいじめの定義におきましては、4ページから6ページに、いじめの理解、いじめの解消の内容を追記し、いじめの防止等に関する考え方とともに、国県の基本方針をもとに内容を更新しております。13ページをお願いいたします。大項目3から5におきましては、市や学校の責任と役割を明確化し、いじめ問題対策連絡協議会、古賀市いじめ防止対策推進委員会、古賀市いじめ問題再調査委員会の各委員会の目的や構成を、より明確に定めております。これまで古賀市のいじめ問題、対策の協議等につきましては、個別の案件にきめ細かく対応するため、一斉に集まる会議ではなく、個別のケースに応じて、その都度、学校ごとや校区ごとで関係者や弁護士が集まるなど、の協議会を行ってまいりました。または全体で協議が必要な場合は、当該の関係者が集まるよう体協の場を借りて、協議を行ったりしてまいりましたが、今回、この古賀市へもいじめ問題対策連絡協議会、古賀市いじめ防止対策推進委員会、そしてさらに市長が招集いたしますいじめ問題再調査委員会の目的や構成を、より明確に定め、その回数や実施について定めております。またこの委員会と教育がいじめ問題いじめ防止対策推進委員会と、いじめ問題再調査委員会の位置づけにつきましては、条例に基づく附属機関として正式に定め条例と、整合性を整えていっております。簡単ですが、説明は以上です。

米倉議長 はい。ありがとうございました。今までいじめ等問題あった分についてはそれぞれ各部会等で対策して全体的に話し合っ、対策委員会等を通じてやっていたということですが、それを、ある程度一本化ってというか、まとめて、問題等あれば市単位で対応するという趣旨でよろしいでしょうか。改正されたということですが、何か御質問等あれば、お願いいたします。

教育長 今回の学校教育課長が説明しておりますが、若干の補足をさせていただきます。これ国県のほうが先にこういうふうな指針方針を示してございまして、古賀市の場合は、私が教育長になる前までございませんでした。私が25、26年度に古賀東中学校の校長で事務所の

ほうから出向いて参りまして、学校でもつくらないかんということで、学校でつくりつつ、市のがないまま作成して、出てきたのですけれども、ちょうどその25年度に東中でいじめの問題が大きく学校課題として出てきました。私が27年度に教育長になりましたので、国県があつて学校があるのに市がないのはおかしいということで、当時の学校教育課で急いでつくるようにという指示をいたしました。そういう中で、なかなか十分な協議、審議がないまま、これまでの、古賀市のいじめ防止基本方針というのがありました。その後若干の、法律や規則等の変更等がありましたのでそれに合わせるような形で今回、しっかりしたものをつくらうということで、担当係のほうから提案を申し上げたところです。ほぼ立派なものが出てきているのではないかなというふうに思っております。課長が言いましたように、来月の教育委員会会議の中で、御意見をいただきながら、古賀市から、いじめは若干のちょっとしたいたずらとかそういうふうなのがありながら子どもが育っていくものと私は認識をしておりますけれども、1人の集中的に痛めつけ、定義の中にも書いてございますけれども、新聞報道でされているような、そういうふうなものはもう絶対許されるものではありませんので、この基本方針が、ペーパー上のもので終わるように、これを運用して、委員会を開かなければならないとか、ことに及ばないように、各学校と連携をしながら、いじめ等の早期発見、早期対応、早期解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

米倉議長 何か質問等あれば、次回まで仕上げていくということですが、よろしく願いいたします。

小山委員 現状、ちょっとお聞きしますが13ページに書いてあります、いじめのアンケートは月1回してあるものか、それとこの校内いじめという問題対策委員会を月1回してあるとか、どういうふうな状況かをちょっと教えてください。

米倉議長 お願いします。

学校教育課長 はい。いじめアンケート、いじめ対策の委員会等につきましては、各学校で実施しております。アンケートは月1回、委員会につきましては定期的に週1回実施しているところもあれば定期的に間隔で実施して、それぞれの学校で実施されております。

米倉議長 はい。ほか、お願いします。

松下委員 はい。関連ですけれども、毎月いじめ認知ということで、毎月御報告いただいている数に関しましては、アンケートをもとに報告をされているということでしょうか。

学校教育課長 アンケートを含め、教員及び学校が認知して対応したものも含めて、両方で報告が上がってきております。

小山委員 そのアンケートの対応ですけど、現時点で保護者とか、学校長とか、教育委員会のほうに、問合せとかあっているのですか。

学校教育課長 アンケートの対応につきましては教育委員会への問合せ等はありませんが、各学校に対する質問は、それぞれ行っております。

米倉議長 はい、よろしいですか。いじめに関しては、どこの学校でも起こりうる、また誰でも起こりうる、傍観者との問題等もいろいろ言われています。先ほど教育長言われたように、これが使われることないように願うのが1番です。何かほかにありましたらよろしくお

願います。

木村委員 基本方針の2ページの1番上の中身です。昨今のいじめの現状を考えると、本市においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要であるというふうに、見解を述べられているのですが、平成25年度とか27年度に出来た頃と比べて、令和の、昨今のいじめの現状が具体的にどういうふうなところが変わってきて、なぜ一層の強化が必要だと考えられているのか、どういうところが課題だと考えられているのかを教えてください。

学校教育課長 1番は、いじめの原因が多様化していることにより対応が学校だけでは出来てない、連携が非常に必要になっている部分があるということが1点です。いろいろといじめが人間関係友達関係に起因するものだけではなく、その子どもに関わる環境に課題がある部分、家庭、またいろいろな状況をいろんな団体に所属している中での活動の状況等ありますので、一人ひとりの状況に応じた対応できるようにするためには、家庭、各機関と連携できる仕組みと、対応できる仕組みを強化していく必要があるということで、いじめの原因の複雑化、多様化に対応するために、さらに強化していく仕組みや組織を強化していく必要があるということで記載しております。

米倉議長 はい。よろしいですか。はいどうぞ。

大賀委員 月1回アンケートを行っているというふうに聞きましたが、子どもたちはそのアンケートに、自分たちの困ったことなどをしっかり書けているのかなというのが一つ疑問なのと、アンケート以外で、相談する窓口などがあると思いますが、そちらのほうにも相談が、何か、行って、対応が出来ているのかなというのを知りたいのですが、お願いします。

米倉議長 はい。アンケート等に子どもの意見がうまくあらわれているのだろうかということと、それ以外にアンケート以外の対応ってことですが、お願いいたします。学校教育課長お願いします。

学校教育課長 はい。アンケート自体にも、色々なアンケートにこう書いていることが周りから見られたり、何かを書いていたのかを知られたり、というようなことはないように配慮しながら、その調査を行うことを、学校に対しては求めている上で、かなり子どもたちは本音の困ったことを書くことができる状態になっていると考えております。そういう環境が厳しい場合は持ち帰り、封筒に入れて持ってくるとか、またそれ以外で書いて出すということが難しい場合は、いろいろな話を聞く人がいると。担任以外であっても、養護教諭とか、いろいろな話を聞く立場の人を紹介しておりますし、それらの人も無理な場合は、相談できる場所を子どもたちに紹介等も随時して行っております。そういう中で子どもたちのそういう困った状況の相談が行われている状況だと判断しております。

米倉議長 よろしいですか。ほか、どうぞ。

小山委員 人権問題とか、大人向けとかいろいろビデオ作成で、研修とかいろいろやっていると思うのですが、小学校の勉強の中で、道徳というのがありますけど、そのいじめに関するビデオとか何かそういうのは作成し、道徳とか勉強の中で何かされていますか。

学校教育課長 市として、この3年間で作ったもの等はございませんが、いじめに関わってやはり、いのちのノートの教材として取り上げて人権教育の一つとして各学校、指導を行

っております。また自作の資料ではなしに、様々なそういう、人と人とのかかわりとか、いじめに関わる映像資料等は、各教員が見つげ出し、道徳等に活用して、実感の持てる道徳、人権教育指導を行っている状況です。

木村委員 インターネット上でのいじめがふえていると言われていたと思うのですけれども、14ページにインターネット上のいじめに関するパトロールをする機関とか団体の取組支援と書かれていますが、どういう機関とか団体なのでしょう。

学校教育課長 国や県、国の法務局関係の機関と県警のサイバーパトロール機関等が、随時、ネット上の監視やパトロールを行っております。その内容について、内容、結果で、新聞等にも、最近、掲載された、課題として掲載されたものもあったのですが、随時ネットのパトロールは、県国ともに行っている状況です。

米倉議長 県警のサイバーパトロール等らしいです。よろしいですか。

木村委員 では、どこの学校の子どものことについてこんな記事が載っていますよ、とかいうのは、学校とか教育委員会に連絡が入っているのでしょうか。

学校教育課長 アップされたデータ等であれば抹消できるものであれば抹消したり、配信を停止したりというような、連絡が学校に入ること、直接全部情報が来ることはない状況です。

米倉議長 よろしいですか。直接情報が学校に入ってくるってことはないそうです。はい、お願いします。

教育長 ネット上のいじめについては各自が持っているスマホ等が多いですので、このネットパトロールで引っかかるとか、教員が気づくとか、市のほうでは人権問題に関わることで、人権センターのほうも行っていますけども、やはり子ども同士のスマホですので、基本的には、私も保護者等に会うときには言いますが、御自分のお子さんに持たせているスマホについては親の責任です。その使い方を、学校の先生に指導してくれっていうのは本来おかしいと。買い与えたときに親の責任で、こういうこともあるという、大前提で持たせてくださいとお願いしております。ですから、基本小学校も中学校も、PTCAを中心に、高学年から中3まで、年に1回は必ず、情報モラル教育というのをやります。警察関係をお呼びしたり、ネット関係の通信系の専門家をお呼びしたり、こういう危険性がおよびますよ、ということで、スマホを持たせているのは学校じゃなくて親ですから、親がまずは責任をとってくださいというふうな、ことを親に気づいてくださいという中身で、学習会が開かれているものと思っています。公にこういうふうインターネットでぱっと出た場合でも、匿名性が高いのはもうここで、どこどこ小学校何々君というふうなことはほとんど出てきませんので、万が一出れば、教育委員会にも連絡が来るであろうし、学校にも来るであろうと思います。その時々、TPOに応じてですね、行政、あるいは学校は対応しているところでございます。

米倉議長 はい。よろしいですか。

松下委員 あと、よろしいですか。いじめ改正方針の5ページの①番のいじめを生まない教育活動の推進とあるのですけども、3番目、自他の存在をひとしく認めお互いの人格を尊重し合える体制云々と関わる文章です。細かくてよくわからないので、即答はいいのですが、

次回教えていただきたいのですが、普通、自他の存在を等しく認めるというのはどうということかなと単純に思って。お互いの人格を認め合う中にあるのだったら逆に自分と他者との違いを認め合うという形が普通に思うのですが、ここで言われているのは、もちろん等しく認めというのはそういうことじゃないというのはよく分かります。文章的なものとして、ちょっと見方にもありますが、読ませていただいたときに、この文章が、私にはすぐ理解出来なかったものなので。次回また、そのことについてお聞かせいただきたいなと思います。お願いします。

米倉議長 はい、よろしいですか。はい。いいのであれば、これについて提案また検討するとあれば、見といていただいて次回、再度提案されるということです。よろしく願いいたします。

6. その他事項

(1) 各課（所属）報告

ア、教育部長

・令和 4 年度古賀市教育大綱、並びに、古賀市教育行政の目標と主要施策について、事前にお知らせをいたします。例年、古賀市教育大綱は、3 月に教育委員会で御協議いただいております。また、4 月の定例教育委員会で審査議決という流れでございます。目標と主要施策は、2 月の定例教育委員会で協議をいただきまして、3 月の定例教育委員会で議決をお願いしているところでございますが、令和 4 年度は、今後 10 年間の古賀市の方向性を示します第 5 次古賀市総合計画のスタートの年になります。この総合計画と即する古賀市教育大綱、そして大綱と連動する古賀市教育行政の目標と主要施策と位置づけがなっております。そのため、現在令和 4 年度分の策定に取り組んでおりますが、例年より、変更が多くなると見込まれます。そのため、説明も多くなりますので、次回 2 月の定例教育委員会に、大綱と目標と主要施策の両方の原案を提出させていただきまして、委員の皆様にご説明をさせていただきたいと考えております。その後、3 月の定例教育委員会にて大綱については協議を行い、目標と主要施策については、議決審議後、議決をお願いし、大綱につきましては、例年どおり 4 月下旬を予定している総合教育会議において、議案審議後に議決をいただきまして、こちらのほうで 5 月の文教厚生委員会にて報告したいと考えております。例年と違いまして教育大綱案を、来月早めに出させていただきますので、委員の皆様におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

イ、教育総務課

・古賀北中学校の大規模改造工事の第 1 工事が終了しましたので、タブレットにいれております完成写真の PDF で説明いたします。1 番の正面、外観のところでは、外装の吹付などが完了しております。そして正面玄関から 2 番の昇降口、中に生徒が、あるいは職員の方が日常使う、玄関、昇降口、靴箱の新設、壁床天井全てを色直ししております。照明は全部 LED という形になっておりますので、非常に清潔で明るい改修をしております。3 番の廊下、手洗い場でございます。こちらも、壁床天井を改修しております。自動

水洗にしております。4番の交流ギャラリーです。これは1階の昇降口、交流ロビー等を連続性を持たせたギャラリーとして、廊下との仕切り壁を撤去して開放感のある、ゾーンという形でしております。5番の普通教室です。壁床は天井、黒板や掲示板、などですね学校、教室内の備品も、更新をしております。6番が図書室です。7番と8番はトイレの改修状況です。トイレは洋式化をしております。

ウ、学校教育課

- ・小学校のいじめ認知件数は26件、不登校兆候は68人、不登校は56人、うち解消復帰は11人です。あすなろ教室への通級児童数は1人となっております。中学校のいじめ認知件数は4件、不登校兆候は42人、不登校は123人、うち解消復帰は54人です。あすなろ教室への通級児童数は9人、体験入級者が5人となっております。コロナ禍の影響もあり、様々な理由で不登校状況になっている児童生徒が出ておりますが、様々な機関につないで一人ひとりきめ細かく対応することで、約3割以上の不登校状況を解消することが出来ております。
- ・学校における新型コロナウイルス感染症対策について。1月以後のコロナ陽性判定を受けている学校関係者は、児童生徒で6名、教職員1名です。感染は主に、家族間や所属する地域のクラブチームの関係者間で起こっております。現在、全国的に第6波の拡大状況への対応が課題となっておりますが、ミクロン株への対応についての国、県の通知に基づき、各学校が対応を行っております。その中で、家庭や地域との連携で、校内に感染が広がる前に、対応することが出来、感染拡大を食い止めることが出来ている状況です。この状況を維持しながら感染児童生徒が拡大を最小限に抑えられるよう、今後も対応していきたいと考えております。

エ、生涯学習推進課

- ・1月9日に成人式を行いました。お忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。当日の成人の出席者は517人、対象者の71%ということになり、例年どおり7割というラインで収まっております。
- ・コロナ感染症防止により、1月23日日曜日になりますが生涯学習笑顔のつどいを中止しております。翌週の1月30日日曜日になりますが、リーパスカレッジの公開講座、これ福岡堅樹選手の子育てに迫るってということで、福岡君のお父さんにもお越しいただくような形でしてはりましたが、これも中止しております。この二つの事業につきましては、できれば来年度にまた企画を練り、同じような形で実施出来たらと考えております。

オ、文化課

- ・赤星展を1月29日から行います。
- ・福岡市天神のアクロス福岡で、「船原古墳の世界」を2月7日から13日までパネル展を行います。

- ・船原チャンネル 5,000 視聴となりました。

カ、青少年育成課

- ・現在、リーパスプラザ古賀の中央公民館の中にあります青少年支援センターを、本年 5 月に古賀市役所内へ移転する予定としております。資料を御覧ください。古賀市役所の 2 階のフロアのマップ、2 階の 1 番奥にあります。図面では。点線で囲っている部分です。206 会議室が移転先になります。移転理由は、現状の様々な課題を踏まえ、青少年や保護者がより相談しやすい環境づくりを行うために移転することといたしました。具体的な現状の課題は、建物の開館日とセンターの運営時間が異なり来所相談がしづらい場合があることやイベントの音等で電話が聞こえづらい場合や、人が多く集まるイベントを行う建物内に相談機関があり来所しづらいこと。また、個別相談を受ける場所の確保が難しいといった課題がありました。今回移転することによって、市役所の開庁日とセンターの運営日が同じになります。また静かな環境で相談対応が出来て、相談室を確保しやすくなります。また、青少年青少年育成課と学校教育課が同じ建物にありますので、より連携がとりやすくなるというメリットもあります。今後、円滑に移転ができるように取り組んでいきたいと考えております。

キ、給食センター

- ・なし

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明、コロナ対策により 1 月 23 日のえがおのつどい中止)

庶務係長 (4 月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 4 月定例教育委員会は 4 月 20 日 13 時 30 分からとします。総合教育会議が 15 時 30 分からです。よろしくお願いいたします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、14 時 30 分閉会した。